

(別記 1)

「宇摩圏域の地域医療確保に関する提案公募要綱」2の(1)に規定する「三島病院の概要及び移譲条件」は、次のとおりとする。

1 三島病院の概要

(1) 許可病床等

許可病床数	183床（一般病床 179床、感染症病床 4床）
診療科目数	13科（うち下線の4科は休診中） 内科、 <u>小児科</u> 、泌尿器科、 <u>眼科</u> 、放射線科、麻酔科、脳神経外科、 呼吸器科、外科、 <u>産婦人科</u> 、 <u>耳鼻咽喉科</u> 、整形外科、循環器科
その他	救急告示病院、エイズ診療協力病院、災害拠点病院、第2種感染症指定医療機関

(2) 移譲資産

移譲を行う病院の資産のうち、移譲の対象となる物件は、次のとおりであり、原則として現状のまま移譲する。

① 土地

所在地	区分	面積	摘要
四国中央市中之庄町 字浜之前 1684 番地 2	宅 地	20,000.10 m ²	病院敷地

② 建物

所在地	種類	構造	床面積	摘要
四国中央市 中之庄町字浜之前 1684 番地 2	病 院 本 体	鉄筋コンクリート 地下1階 地上5階	10,999.87 m ²	
	医 師 公 舎	鉄筋コンクリート 地上4階	1,584.00 m ²	
	院 長 公 舎	鉄筋コンクリート 地上2階	112.00 m ²	
	看 護 師 宿 舎	鉄筋コンクリート 地上3階	540.00 m ²	

③ 医療機器その他資産

主な医療機器については、別表のとおり。

2 移譲条件

(1) 医療機能等に係る移譲条件

- ① 三島病院が主として担ってきた医療機能、特に二次救急医療を確保（絶対条件）するほか、現有診療機能を維持（希望条件）するとともに、災害拠点病院及び第二種感染症指定医療機関の機能（希望条件）を担い、将来的には小児科及び産婦人科を再開（希望条件）し、長期にわたり地域医療の確保に努めること。
- ② 引き続き在院を希望する入院患者は、可能な限り引き継ぐこと。
- ③ 三島病院を退職して再就職を希望する職員は、優先的に採用すること。
- ④ 移譲予定時期は、平成 22 年 4 月 1 日とする。
- ⑤ 平成 22 年 4 月 1 日から平成 33 年度末までは、前記①の診療機能を条件に従い継続し、その間に県の承認を得ず病院を廃止し、又は他の医療機関等に譲渡してはならないこと。

(2) 資産に係る移譲条件

① 譲渡の場合

ア 土地

「国立病院等における資産譲渡の特別措置及び支援措置」の例に倣い、有償譲渡（専門鑑定士の評価を得た適正価額の最大 9 割引）とする。

イ 建物

土地と同じ。

ウ 医療機器その他資産

無償譲渡とする。不用の医療機器等は、県が引き取る。

② 無償貸付の場合

医療機能が継続する期間は、無償貸付とする。

(3) その他

- ① 既往企業債の償還は、不要。
- ② 移譲を受けたリース医療機器について、リース料は移譲先団体が負担する。